

# 地主の承諾書

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

※太枠内は土地所有者ご本人が記入してください。

土地所有者 (共有者)

署名日 令和 年 月 日

フリガナ( )

氏名

(〒 - )

フリガナ( )

住所

生年月日: (明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日

性別: 男・女 / 国籍: 日本・外国

(自宅TEL: )

(携帯TEL: )

(該当する□欄に【レ】を記入してください。)

私は、下記1表示の土地に  借地人  共有者 が  準耐火構造  耐火構造  木造(補修のみ) の建物を

建設  所有 し、住宅金融支援機構のために

当該土地に第1順位の抵当権を設定すること  当該土地に設定された貸借権 (  普通借地権  定期借地権 ) に第1順位の質権を設定すること } (機構が特に必要と認める場合を除き、借地人又は共有者の融資を受ける額が300万円を超えないときは不要です。) 及び次面の「個人情報の取扱いに関する同意書」の記載された内容を承諾します。また、私は、相続税に係る支払状況及び契約内容について、下記2及び3のとおり申し出ます。

記

## 1 土地の表示 (登記事項証明書上)

所在地 \_\_\_\_\_

地積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> (土地の一部を貸している場合: 左記のうち \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)

## 2 相続税に係る支払状況 (該当する□欄に【レ】を記入してください。)

- 該当しません (相続税に係る支払債務はありません)。  
 申告中 (申告準備中) です。  
 納付済です (納付時期 \_\_\_\_\_ 年頃・納付金額 \_\_\_\_\_ 万円)。  
 納税猶予中です (猶予期間 \_\_\_\_\_ 年～ \_\_\_\_\_ 年・猶予金額 \_\_\_\_\_ 万円)。  
 延納期間中です (延納期間 \_\_\_\_\_ 年～ \_\_\_\_\_ 年・延納金額 \_\_\_\_\_ 万円 (うち残金額 \_\_\_\_\_ 万円))。

## 3 契約内容

地代 毎月 \_\_\_\_\_ 円 契約期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

[ご注意] 次の事項を了承の上、この承諾書を発行してください (この承諾書に印鑑証明書を添付する必要はありません)。

- 土地所有者が2名以上のときは、全員の署名が必要です。
- 上記建物には、住宅金融支援機構が第1順位の抵当権を設定します。(機構が特に必要と認める場合を除き、借地人又は共有者の融資を受ける額が300万円を超えないときは抵当権を設定しません。)
- 抵当権を設定する場合で、土地に抵当権等の権利が設定されているときは、抹消していただきます。ただし、機構のために抵当権を設定する場合で、第1順位に順位変更するときは抹消しなくて差し支えありません。
- 借地権 (普通借地権又は定期借地権) に質権を設定する場合で、土地に抵当権等の権利が設定されているときは、抹消していただきます。ただし、機構が特に必要と認める場合を除き、借地人若しくは共有者の融資を受ける額が300万円を超えないとき又は機構のために質権を設定する場合で、当該質権を第1順位で設定するときは抹消しなくて差し支えありません。
- 借地権 (普通借地権又は定期借地権) に質権を設定する場合で、借地人が地代を払わなかったときは、機構において借地人に代わって地代をお支払いすることを検討しますので、賃貸借契約などを解除する前には、必ず機構にご連絡ください。

令和8年4月

書式災害貸 1-11 ( 抵当権設定用)

書式災害貸 1-11-1 ( 質権設定用) ( 借地権 ( 普通借地権又は定期借地権) に質権を設定する場合)

### 「個人情報の取扱いに関する同意書」

機構はお客さまから提供された情報を次の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

#### 1 業務内容

- (1) 機構の行う住宅の建設等に必要な資金の融資
- (2) 保有債権の管理回収
- (3) その他これらに付随する業務

#### 2 利用目的

- (1) お客さまの特定及び本人確認や融資条件等を満たしていることの確認のため
- (2) 機構が行う住宅の建設等に必要な資金の融資等の与信判断のため
- (3) お客さまが反社会的勢力に該当していないことの確認のため
- (4) 融資等の対象となる住宅等の審査のため
- (5) 期日管理等のお客さまとの継続的な取引における管理のため
- (6) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (7) (一財)首都圏不燃建築公社又は(一財)住宅改良開発公社が行う融資の保証に係る事務のため
- (8) お客さまとの取引の特定その他お客さまとの取引の円滑かつ適切な履行のため